

第12章 中小企業に対する助成等

第1節 中小企業に対する公害防止資金の融資制度等

第1 中小企業公害防止資金特別融資

府では、中小企業における公害防止資金の円滑な融通を図るため、昭和36年度から中小企業公害防止資金特別融資制度を設けており、公害防止資金の融資及び利子補給により、中小企業者が行う公害防止施設の設置・改善・工場移転等の公害防止対策の促進に努めている。

昭和62年度の融資実績は、融資件数33件、融資金額3億7,800万円となっている（表2-12-1）。

表2-12-1 施設別融資実績の推移

（単位：千円）

施設別 区分	昭和58		59		60		61		62	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ばい煙、ガス、 粉じん処理施設	21	146,150	13	170,000	23	326,700	6	81,200	12	160,000
汚水処理施設	27	394,700	26	380,900	22	354,300	17	259,700	9	94,700
騒音・振動 防止施設	22	349,650	20	379,100	22	470,100	9	116,300	9	94,900
産業廃棄物 処理施設	6	90,800	3	40,800	5	57,000	3	34,000	3	28,400
地盤沈下 防止施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	76 (16)	981,300 (322,700)	62 (13)	970,800 (358,000)	72 (16)	1,208,100 (357,900)	35 (10)	441,200 (121,800)	33 (1)	378,000 (10,000)

例（ ）内は工場移転に係るものを示す。

第2 中小企業設備近代化資金等の貸付け

中小企業における設備の近代化あるいは企業構造の高度化を図るため、中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）及び中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）に基づき、それぞれ中小企業設備近代化資金貸付制度、中小企業高度化資金貸付制度が設けられており、昭和62年度における公害関係の貸付実績は表2-12-2～3のとおりである。

表 2-12-2 中小企業設備近代化資金貸付実績（昭和 62 年度）

（単位：千円）

区 分	件 数	金 額
汚 水 処 理 関 係	2	10,969
ばい煙又は粉じん処理関係	2	9,480
騒 音 防 止 関 係	1	5,256
産 業 廃 棄 物 処 理 関 係	2	4,700
合 計	7	30,355

表 2-12-3 中小企業高度化資金貸付実績（昭和 62 年度）

（単位：千円）

貸付の種類	貸付対象	件数	金額
工場等集団化資金	騒音・振動型工場等の集団化	1	1,308,370
工場共同利用資金	騒音・振動型工場等の集団化	3	988,970
共同公害防止等資金	共同汚水処理施設の設置	1	69,360
合 計	計	5	2,316,700

第 2 節 工場の適正配置及び集団化の促進

過密地域に生じている公害問題の除去を図り、併せて中小企業の振興と計画的な地域開発を推進するため、府では財団法人大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業を促進している。

昭和 62 年度までの事業実績は表 2-12-4 のとおりである。

表 2-12-4 財団法人大阪府中小企業団地開発協会による団地造成事業実績

団地名	枚方団地 （1号団地）	富田林団地 （2号団地）	柏原・羽曳野団地 （3号団地）	忠岡団地 （4号団地）
所在地	枚方市招提ほか	富田林市中野町ほか	柏原市円明町ほか	忠岡町忠岡南 3 丁目 1 5 1 4 ほか
用途地域	工業専用地域 第 2 種住居専用地域	準工業地域、工業専用地域 （一部準工業地域）	北部：準工業地域、2種住居 南部：工業専用地域	準工業地域
用地選定	昭和 37 年 3 月	昭和 42 年 1 月	昭和 43 年 6 月	昭和 58 年 10 月
用地造成	39 年 1 月～41 年 3 月	54 年 4 月～58 年 3 月	46 年 1 月～56 年 3 月	59 年 5 月～59 年 11 月
用地分譲	40 年 7 月～43 年 6 月	56 年 4 月～61 年 3 月	47 年 4 月～57 年 3 月	60 年 3 月～61 年 8 月
面積	831,674 m ²	292,284 m ²	394,373 m ²	28,015 m ²

第3節 公害防止技術研修等の実施

第1 公害防止技術者研修の実施

企業に対する公害防止技術の普及を目的として、中小企業者及びその技術者等を対象とする研修を実施した(表2-12-5)。

表2-12-5 公害防止技術者研修の実施状況(昭和62年度)

区 分	期 間	時 間	受 講 者 数
環境保全全般	昭63.3.7 ～63.3.30	51時間	25人

第2 中小企業に対する公害防止技術の指導

産業技術総合研究所においては、府下の中小企業を対象に公害防止技術についての相談、指導を実施し、中小企業における公害防止の徹底に努めた。

昭和62年度におけるこれらの指導件数は表2-12-6のとおりである。

表2-12-6 公害防止技術相談・指導件数(昭和62年度)

種 別	指導機関	産 業 技 術 総 合 研 究 所
大 気 汚 染 関 係		12 件
水 質 汚 濁 関 係		49
騒 音 ・ 振 動 関 係		158
産 業 廃 棄 物 関 係		97
環 境 技 術 一 般		0
合 計		311

第3 公害防止研究事業に対する助成

産業公害に関する種々の測定分析や公害防止に関する技術指導等を行うことを目的として設立された財団法人関西産業公害防止センターの行う研究事業の経費の一部について、昭和62年度には次のとおり助成した。

- (1) 助成研究事業 酸性雨に関する調査研究－雨水の窒素酸化物を中心として－
- (2) 補助金額 30万円

第4 環境計量証明事業関係事務の実施

計量検定所においては、計量法（昭和26年法律第207号）に基づき、環境計量証明事業の登録促進を図るとともに、関係行政機関、関係団体との連携を密にして、環境計測の適正化に努めている。

昭和63年3月31日現在における環境計量証明事業の登録数は142件である（表2-12-7）。

表2-12-7 環境計量証明事業登録数

（昭和63年3月31日現在）

登録区分	登録数
濃度	87
騒音レベル	55
合計	142

第4節 特定工場における公害防止組織の整備

工場における公害防止組織の整備を図るため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき特定工場を設置している者は、当該特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する業務を管理する公害防止管理者、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者及びそれらの代理者を選任し、知事又は市町村長に届け出ることが義務付けられている。昭和63年3月31日現在における府下812工場からの届出状況は表2-12-8のとおりである。

また、公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、同法第12条に規定する措置の一環として、これら公害防止管理者等を対象として大阪府公害防止管理者等研修会（第15回）を開催した。

表2-12-8 公害防止統括者等の届出状況

（昭和63年3月31日現在）

種類		届出数	統括者等	統括者等代理者	
公害防止統括者			673 (382)	626 (334)	
公害防止主任管理者			17 (5)	17 (5)	
公害防止管理者	大気関係	第1種	13 (7)	13 (8)	
		第2種	59 (37)	53 (29)	
		第3種	113 (40)	98 (27)	
		第4種	226 (82)	220 (71)	
	水質関係	第1種	12 (7)	13 (8)	
		第2種	159 (89)	137 (67)	
		第3種	19 (4)	19 (2)	
		第4種	89 (14)	89 (13)	
	騒音関係			239 (219)	119 (98)
	粉じん関係			83 (31)	78 (24)
	振動関係			253 (228)	125 (100)
	計			1,265 (758)	964 (447)
合計			1,955 (1,145)	1,607 (786)	

（注）（ ）内は市町村長の権限に係るもので内数である。